

長 建 協 発 第 16 号
平成24年 4月 9 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の前金払の割合を引き上げる等の特例措置を昨年度実施しております。

今般、今年度も引き続き特例を継続する旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

特例の内容は、東日本大震災により災害救助法が適用された被災地域における国発注工事について、前金払の割合を10分の5以内とすること（原則は請負金額の10分の4以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額300万円以上の工事とすること（原則は請負金額1,000万円以上かつ工期150日以上
の工事）となっております。